

平成19年6月20日公布

改正道路交通法のあらまし

4面所報のように、改正道路交通法がまもなく施行されます。そこで本紙は、警察庁交通局監修のパンフ「改正道路交通法のあらまし」から要点を抜粋して掲載します。

公布の日から1年以内に施行

被害軽減対策

後部座席シートベルトの着用義務付け

71条の3

- 自動車の運転者は、助手席以外についても、シートベルトを装着しない者を乗車させて自動車を運転してはいけません。

後部座席のシートベルトの必要性

シートベルトを締めていないと……



時速40kmでコンクリートの壁に正面衝突した場合

体重の30倍以上の衝撃(体重60kgの人で1.8t以上)で、乗員同士が激しくぶつかりあいます。*

車内のどこに乗っていても、この衝撃の大きさは同様に伝わります！

*JAFの実験データによる。

1年以内に施行

75歳以上の者及び聴覚障害者の保護

71条、71条の5、71条の6、121条

- 75歳以上の者及び聴覚障害者^(*)は、普通自動車を運転する場合、それぞれ内閣府令で定める「高齢運転者標識」、「聴覚障害者標識」を表示しなければなりません。

(*) ワイドミラーの装着を条件として免許を取得した聴覚障害者

罰則 2万円以下の罰金又は科料

- これらの標識を表示した普通自動車に対する幅寄せ等が禁止されています。

罰則 5万円以下の罰金



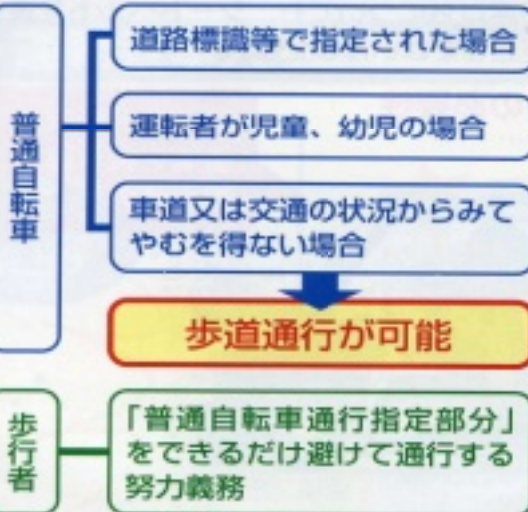
改正道路交通法のあらまし (続)

公布の日から1年以内に施行

自転車利用者対策

1 普通自転車の歩道通行可能要件の明確化

10条、63条の4



車道寄りを徐行し歩行者には十分配慮しましょう

2 乗車用ヘルメット着用努力義務の導入

63条の10

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。



普通自転車の場合、歩道通行可となりました。

- (1) 標識により指定道路のみ可とする。ただし、児童、幼児は全て歩道を通行可能(小学生)とした。
- (2) 並進可能の歩道以外は1台のみ。
- (3) 携帯電話、傘は使用禁止。
- (4) 子供は前後に乗せてはいけない。(6歳未満1名のみ可)
- (5) ライトは点灯する。(軽自動車車両に準じて扱う)

この項目は1部抜粋したものです。詳細は条文を見て下さい。